

(第1面)

産業廃棄物 処理計画書

令和3年 4月15日

和歌山県知事

殿

提出者 株式会社 池田土木  
住所 和歌山県 日高郡 みなべ町 芝 278番地  
氏名 代表取締役 池田 智昭  
電話番号 0739-72-4777

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 池田土木
事業場の所在地	和歌山県 日高郡 みなべ町 芝 278番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	6 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高(令和2年度) ¥1,200,000,000. -
③ 従業員数	31人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>別紙 1 のとおり。(産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項)</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	2,640.7t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により、産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。</p>	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	4,542t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取り組みを継続する。</p>	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、建設混合廃棄物の別に分別保管する。建設混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものについては、展開場において適正に分別することにより、可能な限り削減する。</p>	
③ 計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>これまでに実施した取り組みを継続するとともに、具体的な作業手順を定め、教育、啓発等により従業員及び関連会社に周知徹底することにより、すべての者が適正に廃棄物を取り扱い出来る仕組みを設ける。</p>	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—— t	
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後の再生利用は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—— t	
	(今後実施する予定の取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後の再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—— t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—— t	
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—— t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—— t	
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—— t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—— t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない。	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	2,640.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	2,605 t
	認定熱回収業者への処理委託量	—— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—— t
	（これまでに実施した取組） 処理業者と委託契約を締結するに当たっては、事前に現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。	

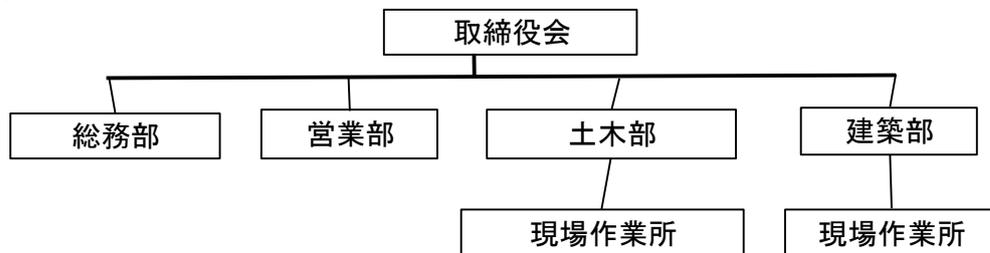
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	4,542 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	
	再生利用業者への 処理委託量	4,500 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取り組みを継続する。 さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>		
※事務処理欄			

## 別紙1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### (1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属	代表取締役
現場責任者	現場作業所	職名: 所長
現場担当者	現場担当者	職名: 職長
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況) ③再生利用の推進のため委託先の情報収集、ルート確保
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②従業員及び下請業者等の教育、啓発等 ③帳簿の作成 ④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②分別解体、産業廃棄物の分別、保管業務

### 組織図



(株)池田土木

別紙2 令和3年度目標値・令和2年度実績値

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	がれき類		木くず		廃プラスチック		ガラスくず		建設混合廃棄物		金属くず		紙くず	
排出量	3000t	1137t	1500t	1468t	5t	7t	1t	0.1t	30t	26t	5t	2t	1t	0.6t
自ら再生利用する量														
自ら熱回収する量														
自ら中間処理により減量する量														
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量														
全処理委託量	3000t	1137t	1500t	1468t	5t	7t	1t	0.1t	30t	26t	5t	2t	1t	0.6t
優良認定処理業者への処理委託量														
再生利用業者への処理委託量	3000t	1137t	1500t	1468t										
認定熱回収業者への処理委託量														
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量														

(株)池田土木